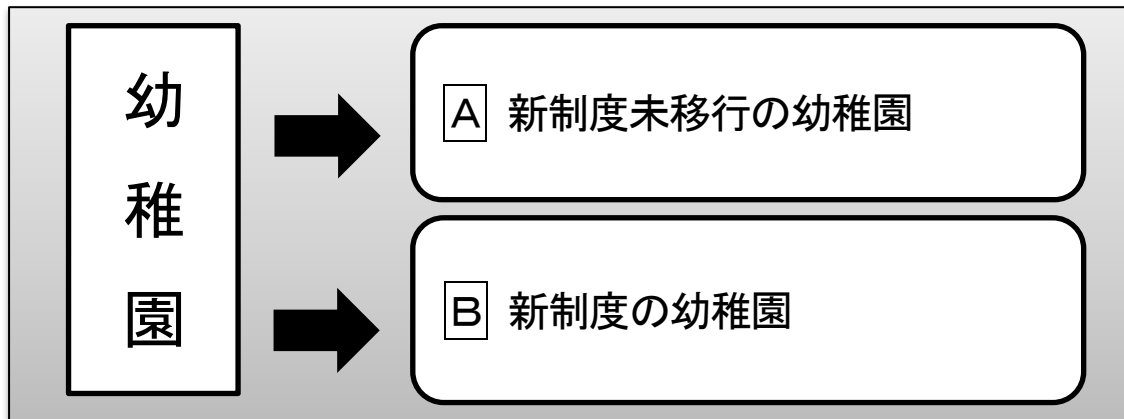


## 第3章 幼稚園のページ

### 3-1 市内の幼稚園

幼稚園は、幼児期（3歳から就学前まで）の教育を行う施設で「学校」という位置づけの施設です。

平成27年4月以降、幼稚園は、各施設の判断により、新制度には移行せず従来のまま運営を継続する『新制度未移行の幼稚園』と、新制度に移行した『新制度の幼稚園』の2つの制度に分かれて運営されています。



市内には、下記の幼稚園があります。新制度未移行の幼稚園と、新制度の幼稚園では、入園手続や保育料等の支払い方などが異なりますのでご注意ください。

#### A 新制度未移行の幼稚園

区分	名称	運営主体	施設所在地	認可定員
私立	久米川幼稚園	学校法人	久米川町4-13-2	360人
私立	晃華学園暁星幼稚園	学校法人	萩山町2-17-1	260人
私立	精心幼稚園	学校法人	諏訪町2-14-1	280人
私立	多摩みどり幼稚園	学校法人	本町1-4-19	280人
私立	まりあ幼稚園	学校法人	青葉町2-34-3	320人
私立	南台幼稚園	学校法人	富士見町1-10-3	400人

#### B 新制度の幼稚園

区分	名称	運営主体	施設所在地	利用定員
私立	美任幼稚園	個人	美任町1-13-1	100人
私立	麻の実幼稚園	学校法人	恩多町3-9-16	240人

### 3-2 市内の満3歳クラスの設定がある幼稚園

下記の幼稚園では、満3歳児以上で集団生活ができるお子さんであれば、どなたでも利用することができます。

晃華学園暁星幼稚園
精心幼稚園
麻の実幼稚園
認定こども園秋津幼稚園（※）
東村山むさしの第一認定こども園（※）
しらぎく幼稚園（※）

※ 認定こども園の詳細については「第5章 認定こども園のページ」をご覧ください。

## 3-3 開園日・開園時間・預かり保育

### 開園日

開園日	お休み
月曜日～金曜日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（1月1日～3日、12月29日～31日） その他長期休暇や施設が定める休日などがあります。

- ※ 夏休み、冬休み、春休みなどの長期休暇や、開園記念日などの特別な休日は、各施設にお問い合わせください。
- ※ 利用の前に施設から「重要事項説明」を受け、開園日や休みなどを確認してください。
- ※ お休みの日に例外的に保育を行う「預かり保育」事業もあります。

### 開園時間

幼稚園の開園時間は、1日おおむね4時間程度の教育標準時間のほか、預かり保育による長時間預かりや長期休業期間中の預かりがありますが、これらの時間設定は、施設により異なります。

### 預かり保育

幼稚園では通常の教育標準時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて一時的にお子さんを預かり、保育を行う事業を実施しています。保護者が仕事や病気などのために、家庭で保育ができないときに、保育所の延長保育と同様に、長時間継続してお子さんを預かることが可能です。

ただし、実施の時間帯や、実施日、利用料金などは施設ごとに異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、満3歳児以上の保育認定を受けた在園児については、預かり保育の料金が無償化の対象となります（上限額があります。）。

#### 【教育時間／延長時間（預かり保育）】

施設 類型	区分	名称	基本時間	延長時間（預かり保育等）
新制度 未移行 の 幼稚園	私立	久米川幼稚園	8:30～14:00	7:30～8:30、14:00～18:30
	私立	晃華学園 暁星幼稚園	8:30～14:00	7:30～8:30、降園後～18:30
	私立	精心幼稚園	9:00～14:00	7:30～9:00、14:00～19:00
	私立	多摩みどり幼稚園	9:00～14:00	7:30～開園時、降園後～18:30
	私立	まりあ幼稚園	9:00～14:20	7:30～開園時、降園後～18:30
	私立	南台幼稚園	9:00～14:00	7:30～開園時、降園後～18:30
新制度 の 幼稚園	私立	美任幼稚園	9:00～14:00	14:00～18:00
	私立	麻の実幼稚園	9:00～14:00	7:30～開園時、降園後～19:00
認定こ ども園	私立	認定こども園 秋津幼稚園	9:00～14:00	7:30～9:00、14:00～19:00
	私立	東村山むさしの第 一認定こども園	9:30～13:30	7:00～9:30、13:30～19:00
	私立	しらぎく幼稚園	9:00～14:00	7:30～開園時、降園後～18:30

- ※ 巻末に上記の一覧表を添付していますのでご参照ください。
- ※ 長期休暇中の預かり保育の実施状況や時間については、各園にお問い合わせください。
- ※ 認定こども園についての詳細は「第5章 認定こども園のページ」をご覧ください。

## 3-4 入園手続

### A 新制度未移行の幼稚園の場合

市内の幼稚園の場合、一般的には以下の流れとなります。詳細は各園にお問い合わせください。

① 募集案内・見学等	
募集案内	令和4年4月入園希望者用の願書を配布します。 【配布時期】令和3年10月15日から配布 【配布場所】各園で配布します。
見学	園により見学等を実施している場合があります。 詳細は、各園にお問い合わせください。
説明	園により利用希望者向けに説明会を実施している場合があります。 詳細は各園にお問い合わせください。
▼	
② 申込み	
申込み	園に直接申込み（令和4年4月入園希望者用の願書を提出）します。 【申込日】令和3年11月1日 【申込場所】各園（入園を希望する園に提出してください。） ※年度途中の入園や申込日以降の入園については、各園にご相談ください。
面接等	申込みをする際に、面接等を行う場合があります。
▼	
③ 内定	
内定	園から入園内定をもらいます。
入園準備の案内	園から入園にあたっての準備等について説明があります。
▼	
④ 子育てのための施設等利用給付認定の申請	
認定申請	園を経由して、市に「子育てのための施設等利用給付認定」の申請を行います。 （認定区分、提出書類については、P.11「2-3 子育てのための施設等利用給付認定」を参照ください。）
認定通知書の交付	提出された書類を市が確認し、利用者に認定通知書（新1号認定または新2号認定）を交付します。
▼	
⑤ 契約	
契約	園と利用の契約を締結します。
▼	
⑥ 入園	
入園	令和4年4月から入園です。

## B 新制度の幼稚園の場合

市内の幼稚園の場合、一般的には以下の流れとなります。詳細は各園にお問い合わせください。

① 募集案内・見学等	
募集案内	令和4年4月入園希望者用の願書を配布します。 【配布時期】令和3年10月15日から配布 【配布場所】各園で配布しています。
見学	園により見学等を実施している場合があります。 詳細は、各園にお問い合わせください。
説明	園により利用希望者向けに説明会を実施している場合があります。 詳細は各園にお問い合わせください。

▼

② 申込み	
申込み	園から利用にあたっての <b>重要事項説明</b> を受け、同意のうえ直接申込み（令和4年4月入園希望者用の願書を提出）します。 【申込日】令和3年11月1日 【申込場所】各園（入園を希望する園に提出してください。） ※年度途中の入園や申込日以降の入園については、各園にご相談ください。
面接等	申込みをする際に、面接等を行う場合があります。

▼

③ 内定	
内定	園から入園内定をもらいます。
入園準備の案内	園から入園にあたって準備が必要なもの等の説明があります。

▼

④ 各種認定の申請	
認定申請	園を経由して、市に「子どものための教育・保育給付認定」の申請をします。 また、預かり保育が必要な方は、「子育てのための施設等利用給付認定」も申請します。
認定証の交付	提出された書類を市が確認し、利用者に認定証（1号認定）を交付します。 （子育てのための施設等利用給付認定を申請された方には、認定通知書（新2号認定）も交付します。）

▼

⑤ 契約	
契約	利用にあたり重要事項説明を受け、園と利用の契約を締結します。

▼

⑥ 入園	
入園	令和4年4月から入園です。

## 3-5 利用料

幼稚園では、教育を行うための標準的な利用料を保育料として徴収するほか、充実した教育環境を整えるための**特定負担額（上乗せ徴収額）**や教材等の**実費費用**を別途徴収することがあります。保育料は、新制度未移行の幼稚園と新制度の幼稚園とでは、設定の仕方が異なります。

### A 新制度未移行の幼稚園の場合

各施設が利用料を定めます。詳細は、各施設にお問い合わせください。

※別冊「教育・保育のしおり（施設紹介編）」参照

幼児教育・保育の無償化により、**月額25,700円**を上限として「施設等利用費」が給付されます。市内の幼稚園の場合、市から保護者への給付を園が代理で受領（法定代理受領）することで、保育料があらかじめ減額されます。

施設利用前に、認定を受けるための申請が必要です。詳細は「第2章P11」をご参照ください。

### B 新制度の幼稚園の場合

幼児教育・保育の無償化により、保育料はかかりません。

特定負担額（上乗せ徴収額）や実費費用などの負担が発生することがあります。

詳しくは施設から「重要事項説明」を受けて確認のうえ利用申込みの手続を行ってください。

### 【幼稚園における利用料のイメージ】

下の表は、新制度未移行の幼稚園と新制度の幼稚園の標準的な利用料の項目を比べたものです。実際の利用料の設定は、園ごとに異なります。（園によっては徴収しない項目もあります。）

A 新制度未移行の幼稚園	B 新制度の幼稚園
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検定料・受験料・考査料など</li> <li>・入園料</li> <li>・保育料</li> <li>・その他納付金</li>   <li>・実費徴収額 （教材、学用品、制服、アルバム、特別行事、園外活動、給食、園バス、PTA活動などに要する費用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検定料・受験料・考査料など</li> <li>・入園料</li>   <li>・特定負担額（上乗せ徴収額） （教育や保育を充実させるための施設維持、施設設備の整備、職員の追加配置、職員の研修などのためにかかる経費。入園料の名目でこれらに相当する費用を設定する場合もあります。）</li> <li>・実費徴収額 （教材、学用品、制服、アルバム、特別行事、園外活動、給食、園バス、PTA活動などに要する費用）</li> </ul>

補助制度の詳細についてはP20、P21をご覧ください。

## 3-6 保護者の負担軽減制度

幼稚園に保育料等を納入した保護者に対し、その経済的負担の軽減を図るため、次のような補助を行っています。補助金の交付を受けるための手続は、原則として、施設を通じてご案内します。

### 【私立幼稚園等保護者補助金】

私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設または認定こども園に在籍するお子さん（2号認定を除く）の保護者が負担した入園料や保育料等に対して補助を行います。

#### ①入園料補助

私立幼稚園等の幼児クラスに入園するお子さん（入園日時点で東村山市に住民票がある方に限り）の入園料に対して補助を行います。

補助上限額：お子さん1人につき10,000円

#### ②保護者補助

私立幼稚園等に通うお子さんの保育料等に対して補助を行います。

補助上限額：世帯状況等により異なります。

私立幼稚園等保護者補助金の額（参考：令和3年10月1日現在）※金額は変更される場合があります。

単位：円（月額）

区分		第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護を受けている世帯	6,200	6,200	6,200
	区分Ⅱのうちひとり親世帯等			
Ⅱ	市民税が非課税の世帯	3,200	6,200	6,200
	区分Ⅲのうちひとり親世帯等			
Ⅲ	市民税の所得割額が77,100円以下	1,800	1,800	6,200
Ⅳ	市民税の所得割額が211,200円以下	1,800	1,800	5,600
Ⅴ	市民税の所得割額が256,300円以下	1,800	1,800	5,000
Ⅵ	市民税の所得割額が256,301円以上	1,800	1,800	1,800

※区分の市民税の所得割額は、4月～8月分については前年度のものを、9月～翌年3月分は現年度のものを使用します。

※補助の対象となる経費は、新制度未移行の幼稚園では保育料（施設等利用費を受けた額は対象外です。）及びその他納付金、新制度の幼稚園では特定負担額です。

#### ③教材費等補助

私立幼稚園等に通うお子さんの教材費や教育のための費用に対して補助を行います。

補助上限額：お子さん1人につき月額2,000円

#### ④環境充実費補助

私立幼稚園等に通うお子さんの給食や通園バス等の費用に対して補助を行います。

補助上限額：お子さん1人につき月額1,300円

#### ⑤預かり保育利用料補助

私立幼稚園等に通うお子さんの預かり保育料に対して補助を行います。

補助上限額：新2号認定のお子さん1人につき月額11,300円から施設等利用費の対象額を引いた額  
 新3号認定のお子さん1人につき月額16,300円から施設等利用費の対象額を引いた額

## 【預かり保育事業の無償化（施設等利用費）】

幼稚園の預かり保育を利用するお子さんの保護者のうち、保育を必要とする事由がある方（新2号認定または新3号認定を持つ方）に対して、施設等利用費を給付します。

### 預かり保育の施設等利用費の給付額

預かり保育料のうち、次の①、②、③を比較して最も低い額を支給します。

- ① 日額450円×月の預かり保育利用日数
- ② 実支払額（月額）
- ③ 11,300円（月額） ※新3号認定は16,300円（月額）

## 【補足給付事業補助金】

### ①副食費補助

新制度未移行の幼稚園に在籍するお子さんの給食における副食費（おかず代等）に対して補助を行います。

補助上限額：お子さん1人につき月額4,500円

補助対象者：次のiまたはiiのいずれかに該当するお子さんの保護者

- i) 市民税の所得割額が77,101円未満の世帯のお子さん
- ii) 小学校3学年以下のお子さんの中で、上から数えて第3子以降のお子さん

### ②日用品・文房具等補助

新制度の幼稚園に在籍するお子さんの日用品、文房具等の購入または行事への参加のために実費徴収される費用に対して補助を行います。

補助上限額：お子さん1人につき月額2,500円

補助対象者：生活保護世帯等

・ ・ メモスペース ・ ・

Dotted lines for memo writing.